

次期「基本測量に関する長期計画」骨子案
第 20 回基本政策部会 委員指摘を踏まえた修正

【5. 基盤となる地図情報等の整備】

- 地図情報の整備に関して、地方公共団体等と連携し、その協力を得てデータ整備を行うことが重要である。

<修正案>

電子国土基本図（地図情報）の更新手段の 1 つとして公共測量成果の活用を示す。(5. (2))

- 政府全体の流れの中でのオープンデータやデジタル原則。骨子では「連携を進めていく」で終わりになっているが、アドレスのベース・レジストリや地名情報の整備をどうするのか。

<修正案>

ベース・レジストリに指定されている電子国土基本図（地図情報）を着実に更新することを示す。(5. (2))

【7. 地理空間情報の提供及び利活用推進】

- 地理空間情報の利活用に関し、外部の人材・組織と連携するコミュニティを作り、施策の推進に協力を得るべきである。
- 国土地理院は国家の基盤となるデータの整備に限られたリソースを集中し、利活用の場面で必要とされる多種多様なデータの整備については、政府機関のみならず、これまで地理空間情報の利活用や測量との関係が薄かった主体と連携していくことが必要である。これは、第 4 期地理空間情報活用推進基本計画の柱の 1 つでもある。
- 高精度な基盤データは国土地理院が、それを 2 次加工した多様なデータは第三者と連携して整備すべき。
- データ活用のコミュニティづくりまでを国土地理院がすることは負担が大きい。民間、地方公共団体、研究機関、教育機関をネットワークで繋げて、それを活用していくというシステム作りに国土地理院が動く と助かる。
- ネットワークや社会的なシステムは非常に重要な視点である。

<回答>

地理空間情報活用のための官民連携のあり方の一つとして、様々な主体とのコミュニティ形成を例示する。(7. (2))

【9. 将来を見据えた研究開発及び人材育成】

- 9. ② i) について、画像解析とディープラーニングが並列に標記されているのは不適切。画像解析は目的、ディープラーニングはそのための手段の1つである。

<修正案>

「ディープラーニング」を削除する。(9. (2))

- 9. ② iii) について、災害誘因の影響を加味しなくては、そもそもリスク評価が出来ないので、当たり前のことが書いてあるだけではないか。また、何を研究するのかについて具体的に記載してほしい。

<修正案>

表現を修正し、研究内容をより明確に記載する。(9. (2))

- 地理空間情報を公開・共有することの重要性についても教育・啓発が必要である。

- データを整備しても利活用されないと意味がない。データを公開して、誰でも活用できる体制を次の10年間で作ってほしい。そのための人材育成が重要であるため、「9. 将来を見据えた研究開発及び人材育成」に記載してほしい。

<回答>

地理教育支援の取組の中で、地理空間情報の公開・共有の重要性についても触れることとする。(9. (3))